

規制緩和ワーキンググループ報告

研究内容（テーマ）：規制緩和の内容について

規制緩和の活用状況について

規制緩和の活用をしてほしいものについて

第1 規制緩和の内容について

1 規制緩和の背景

近年、国民の生活スタイルが変化し、食に関しては、外食、中食（なかしょく）等、食の外部化や利便性、簡易性を求める傾向とともに、食品の品質、安全性等に対する関心が高まっている。

生鮮食料品の流通に関しては、出荷団体の大型化や道路網の整備による流通の広域化が進む中で、安定的で大型取引が可能な大都市の卸売市場に出荷が集中する一方、中小の卸売市場では集荷力が低下するなど市場間に差が出てきている傾向にある。さらに、大手スーパーが独自に産地から直接仕入れる市場外流通が増えたことによる市場経由率の低下など、卸売市場をめぐる環境は大きく変化している。その結果として、卸売業者、仲卸業者の経営状況の悪化につながっている。

以上のような状況に対応して、生産・消費両サイドの期待に応えられる「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換が図られるよう、平成16年6月に、国が卸売市場における取引規制の緩和等を盛り込んだ「卸売市場法」の改正を行い、これを受け平成17年5月には「秋田市中央卸売市場業務条例」を改正し施行している。

2 秋田市中央卸売市場業務条例における規制緩和の内容

資料1

第2 規制緩和の活用状況について

1 秋田市で規制緩和を活用している事例の検証

(1) 仲卸業者の市場外販売（業務条例49条）

水産物部仲卸業者1社（以下「A社」という。）が、平成17年6月より開設区域内のスーパーから一部区画を借りて水産物等の小売販売を行っている。

当該仲卸業者の小売販売による効果を検証するため、平成16・17・18年度のA社売上金額および水産物部全仲卸業者（以下「全仲卸業者」という。）平均売上金額を比較した。資料2

ア 小売販売実施（平成17年5月）以前はA業者の売上金額は全仲卸業者平均売上金額を下回っていたが、小売販売実施以降は、12月を除き上回っている。

イ A社の小売販売実施（平成17年6月）以降の各月の売上金額は前年同月を上回っている。

2 他都市での規制緩和の活用状況

現在、北海道・東北地区中央卸売市場で実施している内容。資料3 - 1

(1) 商物分離取引（電子商取引）

ア 実施市場：札幌市

イ 実施内容：今まで、加工用の活がに、輸入殻付きうにを卸売業者2社が加工業者に直接販売（第三者販売）していたものを、電子商取引を活用し、物流は、生産者から直接加工業者に流れ、商流は、仲卸業者を経由するようになった。

資料3 - 2

ウ 規格性や貯蔵性について：鮮度が必要との理由とともに、加工用であり、問題がない。

エ 取引品目：活がに、輸入殻付きうにの2品目。

オ 効果：取扱高の増加が見られた。

(2) 市場外販売

ア 仲卸業者の小売販売

(ア) 実施市場：秋田市を含む3市場の仲卸業者

(イ) 実施内容：スーパーの一部区画を借りて水産物の小売販売、駅ビルの一部区画を借りて水産物の小売販売、自社店舗による花きの小売販売。

(ウ) 効果：秋田市においては、売上高の増加がみられた。他都市においては実施後の実施効果の追跡調査をしていないため確認の必要がある。

イ 郵政公社のゆうパックカタログ

(ア) 実施市場：札幌市

(イ) 実施内容：平成18年度から札幌市の仲卸業者が郵政公社のゆうパックカタログによる販売。

(ウ) 効果：取扱品目が限定され、販売額はそれほど大きくない。

第3 規制緩和の活用をしてほしいもの

1 仲卸業者の市場外販売

(1) 実施状況：秋田市を含め複数の仲卸業者が実施。

(2) 活用可能性：活用例が一番多く、活用可能性が最も高い。

(3) 実施例：スーパーや駅ビルの一部区画を借りての小売販売と、自社店舗において小売販売の二種類ある。

(4) 特徴：自社が入荷した商品を自社店舗において直接消費者に販売するため消費者ニーズに合わせた買入や販売が可能。

(5) 効果：消費者ニーズへの的確な対応により販売量の増加を推進し売上高の拡大と健全な会社経営が期待できる。

2 商物分離取引

商物分離取引では、物流は、生産者から直接販売店に流れ、商流は、従来どおり卸売市場を経由する方法であり、札幌市における実施例があり取扱高が増加している。

また、卸売市場における電子商取引の導入では出荷者から小売業者へのダイレクト物流により、取引業務や市場内の仕分け、搬送業務等に係る経費削減が期待できることから、今後は、市場流通コスト削減を図るうえでも、商物分離取引が普及していくと考えられる。

3 市場間連携

市場間連携は、大型化した産地からの取引数量の拡大要求に対応し、複数卸売市場が連携し共同集荷を行い他市場に販売することにより集荷力向上を図るとともに取引数量を拡大し、流通コストを軽減し生鮮食料品の安定供給を目的としている。

また、国においても、集荷力の劣る地方又は大都市近郊の卸売市場の集荷力向上、流通の効率化、関係者の経営体質の強化を図るため、産地、地方又は大都市近郊の卸売市場、実需者等地域の流通関係者による物流最適化のための課題整理および連携手法の検討を行うとともに、共同集荷の連携した取引システムに基づく最適な物流システム確立のための実証試験として「卸売市場連携最適化推進事業」を実施している。

今後、秋田市中央卸売市場においても消費地市場として市場間連携による集荷力の強化と流通の効率化が必要となっていくと考えられる。そのため、県外の市場と連携して県内産を本市場を経由して販売することも制度の活用方法として考えられる。

4 買付集荷の自由化

秋田市中央卸売市場での委託販売は条例改正前後の平成16・17年度の委託販売の割合はほとんど変化していない現状である。しかし、市場入荷量が減少している中で、生産者の意向を踏まえた機動的集荷を行うために、買付集荷の自由化により卸売業者の経営の自由度が高まり、買付集荷が増えていくと予想される。

資料4

5 委託手数料の自由化

平成21年度から始まる卸売手数料の自由化は、取引内容やサービスの多様化に対応し卸売市場が機能・サービスに見合った手数料を弾力的に徴収できるようにするものである。

卸売市場機能の一層の活性化を目的としているが、自由化にあたっては次の点につ

いて、場内業者や開設者との協議の上決定すべきものとする。

(委託手数料決定の課題)

(1) 卸売業者の機能、サービスに見合った手数料のあり方について検討。

(2) 地方市場を含む他市場の動向。資料5

(3) 出荷団体に交付している産地の育成のための出荷奨励金の取扱い。資料5

(4) 仲卸業者等に交付している卸売代金の期限内の完納を奨励するため完納奨励金の取扱い。資料5

6 まとめ

規制緩和の活用については、実施可能性が高いのは、仲卸業者の市場外販売である。秋田市においては、売上高の拡大の実績もあり、消費者ニーズへの的確な対応により販売量の増加を推進し売上高の拡大と健全な会社経営が期待できる。

商物分離取引については、出荷者から小売業者へのダイレクト物流により、取引業務や市場内の仕分け、搬送業務等に係る経費削減による流通コスト削減効果が期待できることから、今後普及していくことと思われる。

秋田市中心卸売市場においても消費地市場として市場間連携による集荷力の強化と流通の効率化が必要となっていくと考えられる。そのため、県外の市場と連携して県内産を本市場を經由して販売することも制度の活用方法として考えられる。